# 



可児市水道部庁舎

## 水質検査計画の内容

- 1. 基本方針
- 2. 水道事業の概要
- 3. 検査項目・検査頻度・採水地点
- 4. 臨時の水質検査
- 5. 水質検査の方法
- 6. 水質検査計画及び検査結果の公表
- 7. 関係機関との連携

#### 1. 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この 計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓(蛇口)にて検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、水質管理のうえで留意すべきとされている水質管理目標設定項目の中から可児市が独自に行う項目とします。
- (3) 検査頻度について、水道法及び過去の検査結果をもとに、水質検査項目及び年間 検査計画にて設定したとおり実施します。
- (4) 水道法施行規則第15条第1項第1号による色及び濁り並びに消毒の残留効果に 関する検査を、下記配水系ごとに1日1回行います。

#### 2. 水道事業の概要

可児市水道事業では、水全量を岐阜県から購入しており、岐阜県東部広域水道事務 所にて浄水処理された水を、次の4箇所の配水場と1箇所の配水池で受水しています。

(1) 中区配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場及び川合浄水場から、広眺ケ丘地内中 区配水場にて全量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(2) 低区配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から、塩地内低区配水場にて全量浄水 受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(3) 第2低区配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から、坂戸地内第2低区配水場にて全 量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(4) 兼山配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から、可児郡御嵩町伏見地内兼山配水場にて全量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(5) 小名田調整配水池系

岐阜県、多治見市、可児市の3者が共有する小名田調整配水池から、系列配水 池を経て給水します。

#### 〈給水状況〉

	可児市水道事業	対前年度比				
給水区域	可児市全域	ı				
給水人口	99, 945 人	△936 人				
普及率	99. 63%	_				
給水件数	35, 963 件	386 件				
計画1日最大給水量	52, 362m³	1				
1日最大給水量	35, 573m³	21m³				
1日平均給水量	32, 520m³	662m³				

<sup>※</sup>数値は令和3年度末の値です。

#### 3. 検査項目・検査頻度・採水地点

検査項目及び検査頻度については、水質検査項目及び年間検査計画のとおりとし、 採水地点については、下記6箇所で行います。

特に可児市が独自に行う項目としては、全ての採水地点において残留塩素濃度を検査します。

# 〈採水地点一覧〉

1	中区配水場系    平牧連絡所						
2	中区配水場系    一般家庭Y宅						
3	低区配水場系 土田連絡所						
4	第2低区配水場系	春里連絡所					
5	兼山配水場系	兼山連絡所					
6	小名田調整配水池系	問整配水池系 桜ケ丘連絡所					

#### 4. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 岐阜県東部広域水道事務所において異常が確認されたとき。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。
- ※ なお検査項目については、それぞれの事態に応じ、水質基準項目のうち必要と思われる項目を選択し、実施します。

#### 5. 水質検査の方法

検体の採取及び検査を委託業者が実施します。 本年度委託業者:株式会社 総合保健センター

#### 6. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画、水質検査結果については「可児市役所ホームページ→水道課 (https://www.city.kani.lg.jp/1159.htm)」に掲載し、併せて水道課窓口でも公表します。

#### 7. 関係機関との連携

可児市の上水道は岐阜県東部広域水道事務所から浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にして、常に安全で良質な水道水を供給できる体制を整えています。

また、水質事故が発生した場合には、可茂保健所、岐阜県東部広域水道事務所、水質検査委託業者等と連携し、原因の究明と共に適切な対処を実施します。

## 水質検査項目及び年間検査計画

	項目	水 質 基 準	検				査	実	施	項	_	<b>■</b>		-	分 類
	4-7		4月		6月	7月		9月		-	12月		2月	3月	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	細菌
2	大腸菌	検出されないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/以下であること。				0									
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/以下であること。				0									
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/以下であること。				0									
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/I以下であること。				0									
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/以下であること。				0			_			_			無機物
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/以下であること。	0			0			0			0			重金
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/以下であること。	0			0			0			0			
	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/I以下であること。	0			0			0			0			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下であること。				0									
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/以下であること。				0									
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/I以下であること。	0			0			0			0			
14	四塩化炭素	0.002mg/I以下であること。				0									
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/以下であること。	0			0			0			0			
16	シス-1,2-シ クロロエチレン及びトランス-1,2-シ クロロエチレン	0.04mg/以下であること。				0									en.+
17	ジクロロメタン	0.02mg/以下であること。				0									一般有
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/以下であること。				0									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。				0									
20	ベンゼン	0.01mg/以下であること。				0									L
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0			0			0			0			
22	クロロ酢酸	0.02mg/以下であること。	0			0			0			0			
23	クロロホルム	0.06mg/以下であること。	0			0			0			0			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/以下であること。	0			0			0			0			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下であること。	0			0			0			0			
26	臭素酸	0.01mg/以下であること。	0			0			0			0			消毒副成物
27	総トリハロメタン	0.1mg/I以下であること。	0			0			0			0			,,,,,,,
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/以下であること。	0			0			0			0			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/以下であること。	0			0			0			0			
30	ブロモホルム	0.09mg/以下であること。	0			0			0			0			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/以下であること。	0			0			0			0			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/以下であること。				0									
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/I以下であること。	0			0			0			0			
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/I以下であること。				0									着色
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/I以下であること。				0									
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/I以下であること。				0									味
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/I以下であること。				0									着色
38	塩化物イオン	200mg/I以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/以下であること。				0									味
40	蒸発残留物	500mg/I以下であること。				0									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/I以下であること。				0									発泡
42	ジェオスミン	0.00001mg/以下であること。				0									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下であること。				0									カビ
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/I以下であること。				0									発泡
	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/I以下であること。				0									臭気
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	味
	pH値	5.8以上8.6以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
48	味	異常でないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	臭気	異常でないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	基礎的
50	色度	5度以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	状
51	<b>濁度</b>	2度以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
	/A/X	1-12-W 1. COLOCO			ı ~	ı	1			$^{-}$	ı				

# この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せください。

問合せ先可児市水道部水道課

〒509-0201 可児市川合 1000 番地 (水道部庁舎)

TEL (0574) 62-1111 FAX (0574) 63-4467

メールアト゛レス suido@city.kani.lg.jp